

令和3年度 第9回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和4年3月17日（木）

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) その他

3 閉 会

令和3年度 第9回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和4年3月17日(木)

- No.1 特定最低賃金の改正に関わる意向表明(写) …P384
- No.2 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 …P390
- No.3 茨城県特定最低賃金官報公示(改正決定) …P391
- No.4 令和3年度 特定最低賃金改正状況(全国) …P395
- No.5 最低賃金履行確保監督指導結果(令和3年1月～3月) …P399
- No.6 要請書
(令和4年2月8日付 茨城ユニオン 執行委員長 小林 賢一) …P400
- No.7 労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ
労働行政の拡充のための人員増を求める要請書
(令和4年2月17日付 茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳) …P402

令和4年2月25日

茨城労働局長
下角 圭司 殿

氏名 基幹労連茨城県本部
委員長 石橋 学
所在地 茨城県鹿嶋市光3
電話 0299-84-2949

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名
茨城県鉄鋼業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和4年7月上旬

以上



令和4年2月25日

茨城労働局長
下角 圭司 殿

氏 [REDACTED] 電機連合茨城地協 [REDACTED]
議長 久保田 利 克 [REDACTED]
所在地 ひたちなか市堀口832-2 [REDACTED]
電話 029-273-1260

氏 [REDACTED] JAM北関東茨城県連絡会 [REDACTED]
会長 柴崎 禎 夫 [REDACTED]
所在地 土浦市神立中央3-26-22 [REDACTED]
電話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、

補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和4年7月上旬

以上

令和4年2月25日

茨城労働局長
下角 圭司 殿

氏名 [] 電機連合茨城地協 []
議長 久保田 利 克 []
所在地 ひたちなか市堀口832-2
電 話 029-273-1260

氏名 [] JAM北関東茨城県連絡会 []
会 長 柴 崎 禎 夫 []
所在地 土浦市神立中央3-26-22
電 話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製

造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和4年7月上旬

以上

令和4年2月25日

茨城労働局長
下角 圭司 殿

氏名 UAゼンゼン茨城県支部 [REDACTED]
支部長 小島 弘行 [REDACTED]
所在地 茨城 [REDACTED] 水戸市梅香2-1-39
電話 029-227-2962

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県各種商品小売業最低賃金

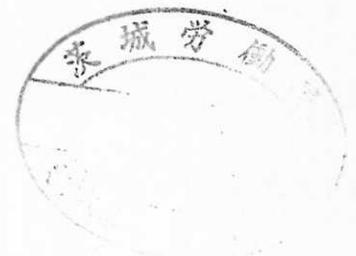
2 申出の理由等

茨城県内の各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和4年7月上旬

以上



特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

茨城労働局

業種	産業分類	令和2年算定特定最低賃金適用事業所数・労働者数		令和3年算定特定最低賃金適用事業所数・労働者数		特定最低賃金効力発生年月日
		使用者	労働者	使用者	労働者	
鉄鋼業	E22	180	8,997	180	9,095	(975円) 令和3年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	E25、E26、E271、E272、(除：適用除外)	965	35,486	967	40,696	(935円) 令和3年12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 (除：適用除外)	E273、E274、E275、E28、E29、E30、E323 (除：適用除外)	887	36,568	887	34,418	(932円) 令和3年12月31日
各種商品小売業	I56	46	5,964	46	6,021	(881円) 令和3年12月31日

示 達

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づいて関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係労働者を代表する者として、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3 推薦締切日 令和3年11月29日
4 推薦書及び添付書類の提出場所 富山労働局職業安定部職業安定課
別紙様式

厚生労働大臣 後藤 茂之

記

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づいて関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

Table with 4 columns: 氏名, 年齢, 所属団体名及び当該団体における地位, 略歴備考

1 所属団体名及び当該団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づいて関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係事業主を代表する者として、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3 推薦締切日 令和3年11月29日
4 推薦書及び添付書類の提出場所 滋賀労働局職業安定部職業安定課
別紙様式

厚生労働大臣 後藤 茂之

記

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づいて関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

Table with 4 columns: 氏名, 年齢, 所属団体名及び当該団体における地位, 略歴備考

1 所属団体名及び当該団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県製鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月16日
茨城労働局長 下角 非司

附 則

この決定は、令和3年12月31日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機械製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月16日
長野労働局長 小野寺 壹一

愛知労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛知県製鋼業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月16日
愛知労働局長 伊藤 正史

愛知労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月16日
愛知労働局長 伊藤 正史

愛知労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月16日
岐阜労働局長 大地 直美

鹿児島労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月16日
鹿児島労働局長 三輪 宗文

鹿野労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、鹿野労働局長 三輪 宗文
この決定は、令和3年12月21日から効力を生ずる。

附 則
この決定は、令和3年12月21日から効力を生ずる。

(同)内閣官房副長官補付)同 野崎 彰
(同)同)同 水野 敦志
(同)同)同 茂呂 賢吾
(同)同)同 吉田英一郎
内閣官房令和3年経済対策世帯給付金等事業企画
室参事官を命ずる(各通)(以上十一月十九日)

内閣府

総務大臣 金子 恭之
法務大臣 古川 慎久
財務大臣 鈴木 俊一
文部科学大臣 末松 信介
厚生労働大臣 後藤 茂之
農林水産大臣 金子原二郎
経済産業大臣 萩生田光一
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
防衛大臣 岸 信夫
内閣官房長官 松野 博一
国家公安委員会委員長 二之湯 智
内閣府特命担当大臣 西銘恒三郎
内閣府特命担当大臣 山際大志郎
同 小林 鷹之
同 日

法務省

難民審査参与員に任命する(十一月二十日)
沼田 寛
財務省 三村 明夫

日本銀行参与に任命する(十一月二十一日)
最高裁判所 濱崎 良三

福岡簡易裁判所判事
甘木簡易裁判所判事に補する(十一月二十一日)

○定年退官
簡易裁判所判事井原登志郎は十一月二十日限り
定年退官

叙位・叙勲

○叙位

宇都宮利善
従四位に叙する

(簡易裁判所判事)
正五位に叙する(各通)
従五位に叙する
桐原 昌彦 宅見 幸男 森下 正美
正六位に叙する(各通)
江越 一雄 染森 敬治 竹本 久
田中 勝 田中 勝 吉澤 克博
従六位に叙する(各通)
後藤 正道 矢野 研一
正七位に叙する(各通)(以上十月十八日)
従四位に叙する
川島 恒夫 平嶋 茂 守屋 武彦
正五位に叙する(各通)
石川 彰一 犬伏 芳夫 千葉 榮
戸口 皓雄 山之口一幸 渡邊 政雄
正六位に叙する(各通)
池田 志朗 石田 準一 菊地 富雄
古賀 満明 小松 兵吾 後藤 清二
坂本憲一郎 櫻井 輝夫 徳田 章一
中川 博公 中津 拓吉 村田 眞一
従六位に叙する(各通)
木出幸幸司 櫻井 俊明
田島 稔章 仲肥 廣登

入江 誠二
三城 政喜
山田 清隆
森下 正美
竹本 久
吉澤 克博
矢野 研一
小野 榮一
北村 誓
守屋 武彦
千葉 榮
渡邊 政雄
菊地 富雄
石田 準一
後藤 清二
徳田 章一
村田 眞一
櫻井 俊明
仲肥 廣登

大仁田英博 齋藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大塚 勇 齊藤 孝 櫻井 俊明
佐藤 光男 田島 稔章
瑞宝单光章を授ける(各通)(以上十月十九日)
清水 義明
瑞宝中綬章を授ける
長谷川幸一
瑞宝小綬章を授ける
齋藤南海男 鮫島 義昭
中尾 清 橋本 恒治
瑞宝双光章を授ける(各通)
大仁田英博 大屋 英一 笹澤 良次
土田 秩 降矢 栄吉 三浦 勉
吉水 清

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

大仁田英博 齊藤 光司
正七位に叙する(各通)
大屋 英一 笹澤 良次 降矢 栄吉
従七位に叙する(各通)(以上十月二十日)
嶋田 幾雄 若山 弘
従五位に叙する(各通)
菊池 智 幸田金二郎
(大和市議会議員)
平田 純治
油木 吉春
長田 明光
重藤 賢一
佐野 康一
橋本 光雄
鈴木 尚
藤嶋 正孝
小川 洋
加藤 勇
大森 光信
平田 純治
大石 康悦
藤嶋 正孝
小川 洋
三城 政喜

官庁報告

労働

最低賃金の改定決定に関する公示
茨城労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第
2項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生
産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平
成20年茨城労働局最低賃金公示第4号)の一部を
次のように改定する決定をしたので、同法第19条
第1項の規定により公示する。
令和3年11月25日
茨城労働局長 下角 亜司
第4号中「11時07分」を「11時09分35分」に
改める。
附 則
この決定は、令和3年12月31日から効力を生ず
る。

(同) 同 河南 哲也
 (同) 同 尾原 淳之
 (同) 同 谷口 謙治
 (同) 同 岩佐 理
 (同) 同 梶山 正司

内閣官房一徳総括推進室参事官を免する
 内閣官房働き方改革実現推進室参事官を免する
 内閣官房人生100年時代構想推進室参事官を免する

内閣官房オリンピック・パラリンピックレガシー推進室参事官を免する(各通)
 (同) 同 小澤 研也
 (同) 同 上十一月十二日)

最高裁判所

津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事 古村 典晃
 名古屋高等裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 名古屋簡易裁判所判事に補する
 東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事 筒井 健夫

津地方裁判所判事に補する
 津地方裁判所長を命ずる
 兼ねて津家庭裁判所判事に補する
 津家庭裁判所長を命ずる
 津簡易裁判所判事に補する
 津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 中丸 肇
 東京地方裁判所判事に補する
 大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事 武宮 英子
 大阪地方裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する(以上十一月十六日)

○定年退官
 判事兼簡易裁判所判事谷有恒及び同堀内満は十一月十五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電
 天皇陛下は、シアンパンの独立記念日として十一月十七日回國大統御園への御祝電を拝せられた。
 天皇陛下は、オースマン國の國家日として十一月十七日回國大統御園への御祝電を拝せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示
 紀の川水系紀の川において河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。
 令和3年11月19日

近畿地方整備局長 東川 直正
 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 船舶等一式(国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に備え付けた保管工作物一覽簿のとおり)
 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
 (1) 保管した工作物の放置されていた場所 和歌山県岩田市中島地先の一般河川紀の川水系紀の川の河川敷
 (2) 当該工作物を除却した日 令和3年11月5日

3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
 (1) 当該工作物の保管を始めた日 令和3年11月5日
 (2) 保管の場所 和歌山県紀の川市上田井地先 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所上田井資材置場

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。
 なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、同法第75条第9項の規定により当該工作物の返還を受ける者の負担とする。
 問い合わせ先 和歌山県和歌山市西打丁16番 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所河川占用調整課 電話073-424-2471

茨城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金の改正決定に関する公示
 茨城労働局最低賃金公示第4号
 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分折機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品、光学機械器具、レンズ、電子部品、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和3年11月19日

茨城労働局長 下角 圭司
 第4号中「1時間904円」を「1時間932円」に改める。
 附 則
 この決定は、令和3年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分折機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具、医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年栃木労働局最低賃金公示第6号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和3年11月19日

栃木労働局長 藤波 竜哉
 第4号中「1時間912円」を「1時間940円」に改める。
 附 則
 この決定は、令和3年12月31日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第2号
 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、静岡県県タイヤ・チェーン、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金(平成20年静岡労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和3年11月19日

静岡労働局長 石丸 哲治
 第4号中「1時間897円」を「1時間915円」に改める。
 附 則
 この決定は、令和3年12月20日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第3号
 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金(平成20年静岡労働局最低賃金公示第6号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和3年11月19日

静岡労働局長 石丸 哲治
 第4号中「1時間935円」を「1時間954円」に改める。
 附 則
 この決定は、令和3年12月20日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第4号
 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年静岡労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和3年11月19日

静岡労働局長 石丸 哲治
 第4号中「1時間920円」を「1時間939円」に改める。
 附 則
 この決定は、令和3年12月20日から効力を生ずる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

令和3年(家)第30629号
広島県廿日市市佐方646番地1
申立人 下田 利規

本籍広島県廿日市市上平良135番地1、最後の住所広島県廿日市市住吉1丁目14番6-1
201号、死亡の場所広島県廿日市市、死亡年月日推定令和3年6月29日から7月13日まで
の間、出生の場所広島県佐伯郡廿日市町、出生年月日昭和40年1月4日、職業不明
被相続人 亡 北口 誠治
事務所広島市中区加古町14番13-302号
相続財産管理人 司法書士 藤原 敬史

令和3年(家)第30085号
広島県尾道市高須町1966-1
申立人 山本 理子
本籍広島県三原市西町1丁目1279番地1、最後の住所広島県三原市西町1丁目3番34号、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和3年5月15日、出生の場所広島県三原市、出生年月日昭和25年6月22日、職業無職
被相続人 亡 作宮 光孝
事務所広島県福山市若松町10番7号 若松じ
川203号
相続財産管理人 司法書士 寺岡 宏展

令和3年(家)第9255号
福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号
申立人 福岡県信用保証協会
本籍福岡県速賀郡水巻町大字吉田1250番地4、最後の住所福岡県速賀郡水巻町吉田東5丁目10番22号、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、死亡年月日令和3年1月2日、出生の場所福岡県北九州市若松区、出生年月日昭和39年9月9日、職業会社役員
被相続人 亡 藤崎 裕志
事務所北九州市小倉北区米町1丁目1番1号
小倉駅前ひびきビル303号
相続財産管理人 弁護士 柴田 裕之
福岡家庭裁判所小倉支部

徳島労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年徳島労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
徳島労働局長 伊藤 浩之
第4号中「1時間888円」を「1時間911円」に改める。
附 則
この決定は、令和3年12月21日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、佐賀県管電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具、同関連機械器具、電子計算機、同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金(平成20年佐賀労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
佐賀労働局長 加藤 博之
第4号中「1時間839円」を「1時間867円」に改める。



工場 財団

大府府堺市西区築港新町二丁目5番地リグナイト株式会社
株式会社の工場財団に大府府堺市西区築港新町二丁目5番地1リグナイト株式会社堺工場機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和3年11月18日 大府法務局堺支局

茨城労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
茨城労働局長 下角 圭司
第4号中「1時間874円」を「1時間881円」に改める。
附 則
この決定は、令和3年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年栃木労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
栃木労働局長 藤波 晋哉
第4号中「1時間920円」を「1時間947円」に改める。
附 則
この決定は、令和3年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金(平成20年石川労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
石川労働局長 吉田 研一
第4号中「1時間865円」を「1時間890円」に改める。
附 則
この決定は、令和3年12月31日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、和歌山県飲食業最低賃金(平成25年和歌山労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
和歌山労働局長 池田 真澄
第4号中「1時間949円」を「1時間977円」に改める。
附 則
この決定は、令和3年12月30日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、徳島県造材材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金(平成26年徳島労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
徳島労働局長 伊藤 浩之
第4号中「1時間875円」を「1時間876円」に改める。
附 則
この決定は、令和3年12月21日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年徳島労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和3年11月18日
徳島労働局長 伊藤 浩之
第4号中「1時間928円」を「1時間945円」に改める。
附 則
この決定は、令和3年12月21日から効力を生ずる。

資料No. 4

令和3年度 特定最低賃金改正状況

鉄鋼業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
愛知	A	976	996	20	R3. 12. 16		無
千葉	A	995	1023	28	R3. 12. 25		有
大阪	A	968	996	28	R4. 1. 22		無
神奈川	A	(874)			-		
東京	A	(871)			-		
兵庫	B	964	992	28	R3. 12. 1		有
広島	B	970	995	25	R3. 12. 31		無
静岡	B	935	954	19	R3. 12. 20	非鉄金属を含む	有
★茨城	B	945	975	30	R3. 12. 31		有
福岡	C	976	980	4	R3. 12. 10		有
北海道	C	967	979	12	R3. 12. 1		有
岡山	C	962	985	23	R4. 1. 5		有
山口	C	967	995	28	R3. 12. 15	非鉄金属を含む	有
和歌山	C	949	977	28	R3. 12. 30		有
群馬	C	921	946	25	R3. 12. 29		有
宮城	C	925	953	28	R3. 12. 15		有
大分	D	951	981	30	R3. 12. 25		有
島根	D	922	954	32	R3. 11. 26		有
青森	D	903	929	26	R3. 12. 21		無
岩手	D	852	878	26	R3. 12. 29	金属製品を含む	無

令和3年度 特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
愛知	A	948	968	20	R3. 12. 16		無
大阪	A	968	997	29	R3. 12. 1	金属製品、輸送機械を含む	有
千葉	A	(922)			-	※必要性：無	
神奈川	A	(857)			-	※申出：無	
東京	A	(832)			-		
静岡	B	951	970	19	R3. 12. 20	輸送機械を含む	無
兵庫	B	944	960	16	R3. 12. 1		有
滋賀	B	933	953	20	R3. 12. 30		無
広島	B	935	958	23	R3. 12. 31		無
栃木	B	913	939	26	R3. 12. 31		有
長野	B	905	927	22	R3. 12. 16	輸送機械を含む	有
富山	B	912	934	22	R3. 12. 24	輸送機械を含む	有
★茨城	B	907	935	28	R3. 12. 31		無
岡山	C	934	952	18	R4. 2. 12		無
香川	C	943	970	27	R3. 12. 15		有
石川	C	922	946	24	R3. 12. 31	金属製品、電気機器を含む	有
徳島	C	928	945	17	R3. 12. 21		有
奈良	C	898	905	7	R3. 12. 29		無
群馬	C	910	935	25	R3. 12. 29		有
福井	C	(874)			-	※必要性：無	
愛媛	D	930	957	27	R3. 12. 25		無
長崎	D	(875)			-	輸送機械を含む ※必要性：無	
島根	D	898	930	32	R3. 12. 8		有
佐賀	D	870	896	26	R3. 12. 31		無
山形	D	862	888	26	R3. 12. 25		無

令和3年度 特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
神奈川	A	(890)			-	(申し出なし)	
埼玉	A	954	981	27	R3. 12. 1		無
千葉	A	954	981	27	R3. 12. 25		有
大阪	A	966	994	28	R3. 12. 1		有
愛知	A	(901)			-	(必要性なし)	
東京	A	(829)			-	(申し出なし)	
京都	B	936	957	21	R4. 1. 26		無
静岡	B	920	939	19	R3. 12. 20		有
滋賀	B	917	939	22	R3. 12. 30	精密機械を含む	無
栃木	B	913	940	27	R3. 12. 31		無
山梨	B	914	934	20	R3. 12. 15		有
三重	B	906	927	21	R3. 12. 21		無
兵庫	B	902	930	28	R3. 12. 1		有
長野	B	894	916	22	R3. 12. 29	精密機械を含む	無
茨城	B	904	932	28	R3. 12. 31	精密機械を含む	有
広島	B	897	924	27	R3. 12. 31		無
富山	B	851	879	28	R3. 12. 24		有
福岡	C	927	947	20	R3. 12. 10		有
新潟	C	910	936	26	R3. 12. 25		有
群馬	C	910	935	25	R3. 12. 29		有
奈良	C	883	891	8	R3. 12. 29		無
岐阜	C	887	907	20	R3. 12. 21		有
香川	C	886	913	27	R3. 12. 15		有
徳島	C	888	911	23	R3. 12. 21		有
北海道	C	895	924	29	R3. 12. 2		有
山口	C	893	921	28	R3. 12. 15		有
石川	C	870	896	26	R3. 12. 31		有
岡山	C	878	904	26	R4. 1. 7		有
福井	C	(857)			-	(必要性なし)	
宮城	C	864	890	26	R3. 12. 15		有
愛媛	D	895	921	26	R3. 12. 25		有
山形	D	846	872	26	R3. 12. 25		無
福島	D	834	856	22	R4. 1. 13		無
佐賀	D	839	867	28	R3. 12. 18		有
秋田	D	836	861	25	R3. 12. 24		有
青森	D	833	859	26	R3. 12. 21		無
長崎	D	837	864	27	R3. 12. 29		無
鳥取	D	809	825	16	R3. 12. 17		有
大分	D	835	864	29	R3. 12. 25		有
熊本	D	836	863	27	R3. 12. 15		有
岩手	D	820	847	27	R3. 12. 29		無
島根	D	825	853	28	R3. 12. 26		有
鹿児島	D	815	842	27	R3. 12. 17		有
宮崎	D	803	831	28	R3. 12. 24		有

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業） 関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	963	990	27	R3. 12. 1		無
千葉	A	(887)			-	必要性なし	
愛知	A	(875)			-	必要性なし	
兵庫	B	903	931	28	R3. 12. 1		有
栃木	B	912	940	28	R3. 12. 31		有
福島	D	868	889	21	R4. 1. 13		無
岩手	D	829	856	27	R3. 12. 29		無

令和3年度 特定最低賃金改正状況

各種商品小売業最低賃金

都道府県	地賃ランク	申出有無	必要性有無	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	無	—	(849)			—	県最賃956円	
千葉	A	有	無	(848)			—	県最賃953円	
愛知	A	無	—	(847)			—	県最賃955円	
京都	B	有	有	910	938	28	R4. 1. 26		無
静岡	B	無	—	(886)			—	県最賃913円	
広島	B	有	有	878	903	25	R3. 12. 31		無
栃木	B	無	—	(874)			—	県最賃882円	
★茨城	B	有	有	874	881	7	R3. 12. 31		有
滋賀	B	有	無	(840)			—	県最賃896円	
長野	B	有	有	857	879	22	R3. 12. 31		有
兵庫	B	無	—	(797)			—	県最賃928円	
岡山	C	有	有	880	893	13	R4. 1. 19		有
新潟	C	有	無	(842)			—	県最賃859円	無
青森	D	有	有	825	852	27	R3. 12. 21		無
岩手	D	無	—	(767)			—	県最賃821円	
愛媛	D	有	有	810	822	12	R3. 12. 25		有
沖縄	D	有	無	(770)			—	県最賃820円	
鳥取	D	有	無	(718)			—	県最賃821円	
大分	D	有	無	(716)			—	県最賃822円	
宮崎	D	有	無	(705)			—	県最賃821円	

百貨店、総合スーパー 最低賃金

都道府県	地賃ランク	申出有無	必要性有無	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
千葉	A	無	—	—			—	新設	
千葉	A	無	—	—			—	新設	
愛知	A	有	無	—			—	新設	
富山	B	有	有	865	890	25	R3. 12. 26		有
福岡	C	有	有	889	897	8	R4. 1. 7		無
石川	C	有	有	865	890	25	R3. 12. 31		有
福井	C	有	無	(840)			—	県最賃858円	
和歌山	C	有	有	851	869	18	R3. 12. 30		有
和歌山	C	有	無	—			—	新設	
山口	C	有	有	859	875	16	R3. 12. 25		有
岩手	D	有	無	(800)			—	県最賃821円	
島根	D	無	—	(750)			—	県最賃824円	
熊本	D	有	無	(796)			—	県最賃821円	
鹿児島	D	無	—	(693)			—	県最賃821円	

←追加

←追加

最低賃金(履行確保)重点監督の推移

資料No. 5

(実施→年)

茨城	28年			29年			30年			31年			令和2年			令和3年		
	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率									
01 製造業	130	22	16.9%	118	20	16.9%	117	14	12.0%	156	16	10.3%	87	13	14.9%	21	5	23.8%
01 食料品製造業	40	8	20.0%	59	14	23.7%	29	4	13.8%	38	7	18.4%	34	2	5.9%	11	4	36.4%
02 繊維工業	1						1			7			6			1	1	100.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	14	4	28.6%	11			20			1			1	1	100.0%	3		
04 木材・木製品製造業	2						1	1	100.0%	36	1	2.8%				1		
05 家具・装備品製造業	1									4			1			1		
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	50.0%	1			1	1	100.0%	3								
07 印刷・製本業	1						5	1	20.0%	7	1	14.3%	1			3		
08 化学工業	5	3	60.0%	1			9	1	11.1%	9			3	1	33.3%			
09 窯業土石製品製造業	1			1	1	100.0%				1								
10 鉄鋼業	1																	
11 非鉄金属製造業							1			5	1	20.0%						
12 金属製品製造業	25	2	8.0%	22	2	9.1%	7			11			6	1	16.7%			
13 一般機械器具製造業	6			3			13	2	15.4%	5			9	3	33.3%			
14 電気機械器具製造業	23	2	8.7%	10	1	10.0%	11	1	9.1%	16	3	18.8%	19	4	21.1%			
15 輸送機械等製造業	5			3	1	33.3%	7	1	14.3%	4	1	25.0%	1			1		
16 電気・ガス・水道業																		
17 その他の製造業	3	2	66.7%	7	1	14.3%	12	2	16.7%	9	2	22.2%	6	1	16.7%			
01 自動車整備業				1	1	100.0%	4			3			2	1	50.0%			
02 機械修理業							2											
03 クリーニング業	1	1	100.0%	2			1			2	2	100.0%	2					
04 たばこ製造業																		
09 その他	2	1	50.0%	4			5	2	40.0%	4			2					
02 鉱業							1											
03 建設業	3			1			3	1	33.3%	5	1	20.0%	1					
04 運輸交通業				1			1											
01 鉄道・軌道・水運業																		
02 道路旅客業																		
01 ハイヤー・タクシー業																		
02 バス業																		
09 その他の道路旅客運送業																		
03 道路貨物運送業				1			1											
04 その他の運輸交通業																		
05 貨物取扱業																		
1号～5号 中計	133	22	16.5%	120	20	16.7%	122	15	12.3%	161	17	10.6%	88	13	14.8%	21	5	23.8%
06 農林業	20	3	15.0%	1			3			1			5	1	20.0%	3		
07 畜産・水産業	1			1	1	100.0%	1			1			2	1	50.0%	1		
08 商業	78	12	15.4%	81	12	14.8%	80	11	13.8%	64	11	17.2%	71	8	11.3%	20	2	10.0%
01 卸売業	8			12	1	8.3%	20	4	20.0%	12	2	16.7%	5	2	40.0%	2		
02 小売業	54	10	18.5%	59	11	18.6%	51	6	11.8%	50	9	18.0%	51	6	11.8%	15	1	6.7%
03 理美容業	13	2	15.4%	9			5			1			12			2		
04 その他の商業	3			1			4	1	25.0%	1			3			1	1	100.0%
09 金融広告業													3	3	100.0%			
10 映画・演劇業																		
11 通信業				1														
12 教育研究	1			1			18			1	1	100.0%						
13 保健衛生業	4	1	25.0%				3			9			11	2	18.2%			
01 医療保健業							2			3			1					
02 社会福祉施設	3	1	33.3%				1			6			8	2	25.0%			
03 その他の保健衛生業	1												2					
14 接客娯楽業	13	2	15.4%	87	14	16.1%	45	10	22.2%	32	9	28.1%	59	9	15.3%	3	1	33.3%
01 旅館業	4	2	50.0%	34	6	17.6%	16	2	12.5%	15	3	20.0%	23	4	17.4%	2		
02 飲食店	8			38	6	15.8%	27	8	29.6%	17	6	35.3%	34	4	11.8%	1	1	100.0%
03 その他の接客娯楽業	1			15	2	13.3%	2						2	1	50.0%			
15 清掃・と畜業	2			2			2			5			11					
16 官公署																		
17 その他の事業	3			3			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2					
01 派遣業	1			1														
02 その他の事業	2			2			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2					
6号～17号 中計	122	18	14.8%	177	27	15.3%	161	22	13.7%	119	22	18.5%	164	24	14.6%	27	3	11.1%
合計	255	40	15.7%	297	47	15.8%	283	37	13.1%	280	39	13.9%	252	37	14.7%	48	8	16.7%

茨城県労働局
労働局長 殿

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

共同代表 佐藤正剛 鶴丸周一郎 笠井弘子 寺山早苗

茨城ユニオン

執行委員長 小林賢



要請書

日頃からのご活躍に敬意を表します。

当ネットワークは、北海道から鹿児島までの78のコミュニティ・ユニオン、2万人が参加する個人加盟の労働組合のネットワークです。全国各地で「あらゆる働き方に権利を！」を掲げて、パートタイム労働者や派遣労働者、外国人・移住労働者など非正規雇用労働者をはじめ働く者の労働相談や組合づくり、権利運動に力を入れて取り組んでいます。

当労働組合は、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟する茨城ユニオンです。

最低賃金に関し、以下のとおり要請いたします。



記

1. 最低賃金審議会の開催、意見書や異議申し出の扱い、審議会委員の推薦公示など、最低賃金審議会に関する重要事項はすべてホームページに掲載すること。
2. 最低賃金審議会委員の任命基準を明らかにすること。
3. すべての事業所において雇用する労働者に対して、地域最低賃金の周知義務があること、特に特定最低賃金が適用される事業所においては派遣を含む当該事業所に働くすべての労働者に周知義務があることを徹底するための対策を講じること。
4. 日本政府も批准しているILO131号条約及び135号勧告には、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として、「労働者と家族の必要」とあるが、「生活保護との整合性」において、審議会と比較しているのは若年単身者の生活保護基準である。ILOの基準に依拠すること。
5. 金額審議を行う小委員会が非公開となっているため、答申に対する異議申し出が中身

のないものにならざるを得ない。完全公開すること。

また、少なくとも議事録が答申後速やかに公開されれば、それに基づき異議申し出ができることから、答申後4～5日程度で議事録の公開をすること。

6. 貴局管内での2021年の監督総件数、最低賃金法違反に関する監督件数と結果、同違反に関する送検件数を明らかにすること。
7. フリーペーパーなど求人広告を行う事業者に対し、最低賃金法違反の求人情報を掲載しないよう指導を徹底すること。
8. 審議会の傍聴席に制限を設けず、希望者全員の傍聴を認めること。

以上

2022年2月17日

茨城労働局長
下角 圭司 殿茨城県労働組合総連合
議長 白石 勝巳労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ
労働行政の拡充のための人員増を求める要請書

日頃より、茨城県内における労働者の賃金・労働条件の改善等にご尽力されている貴労働局に対し、敬意を表します。また、私たち茨城県労働組合総連合（略称：茨城労連）の活動にご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、2年以上続くコロナ禍の中で、全労働者の4割を占める非正規雇用労働者は賃金が上がらず、解雇されるといった状態に追い込まれています。特に非正労働者の多くを占める女性に対する虐待や自殺が大きな社会問題になっています。去年は中央審議会の目安が28円となり、茨城県の最低賃金は2021年10月から28円引き上げの879円になりました。

私たち茨城労連は、コロナ禍にあっても「8時間働けば人間らしい普通の生活ができる」と健全なジェンダー平等社会の実現を要求しています。つきましては、以下の事項を要請するとともに、昨年度のように文書で回答していただくことを要請いたします。

記

1. 憲法14条1項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態による差別」を禁止するよう本省に要請すること。
 - (1) コロナ禍にあっても、「同一労働同一賃金」、均等待遇を実現するために、正社員と非正規社員の基本給、昇給、賞与、役職手当、福利厚生施設の使用等の格差をなくすように、最高裁判結果を知らせながら、県内の企業を指導すること。
 - (2) 「労働契約法」における無期雇用契約への転換制度を広く労働者に知らせ、労働者からの申し入れに応じない事業主に対して指導すること。
 - (3) 「パワハラ防止法」を周知徹底し、パワハラ相談窓口の創設やパワハラ防止を就業規則に記載させるなどパワハラ根絶のために企業の取り組みを強化させること。また、時間制限のない、同席者を認めない「指導」はパワハラであることを周知すること。
2. 最低賃金の引き上げについて
 - (1) 「最低賃金法」を改正し、8時間働けば生計費を確保できる金額水準（時給1500円）と全国一律制を法に明記するよう本省に要請すること。
 - (2) 全国一律最低賃金制度を設けるよう本省に要請すること。当面、茨城県内で働く労働者の最低賃金を当面時給1000円以上とするよう県内の行政機関や民間企業を指導すること。
 - (3) 広範な事業所で円滑に実施されるよう、中小企業に対する助成措置の拡充、中小企業振興策、官公需優先の発注を本省に要請すること。
 - (4) 最低賃金を知らせるポスターをコンビニエンスストアやファストフード店などに貼り出し、より多くの人に周知できるようにすること。また、ポスターの張り出し期間は半年以上とするよう要請すること。
 - (5) 茨城地方最低賃金審議会本審すべての傍聴と専門部会の傍聴を認め、議事録も公開すること。
3. パンフレットや資料等を配付していただいて、茨城労働局がコロナ対策として、現在取り組んでいる労働者や小規模事業者に対する支援事業を明らかにすること。
4. 労働者の労働条件確保、雇用の安定、健康と安全にかかわる労働基準監督や職業紹介等を担当する貴労働局内の正規職員を増員し、労働行政の充実を図るよう本省に要請すること。

以上。